

令和3年度放課後児童クラブ入会申請変更点

1. 在職証明書を変更しました

(1) 営業状況申込書は在職証明書に一元化

従来、自営の方は「営業状況申込書」に記入いただいていたのですが、今後は「在職証明書」に統一します。添付書類は従来通り、客観的に自営していることがわかる資料、専従家族がいる場合は専従家族が働いていることがわかる客観的な書類の提出をお願いします。

(2) 保育所の内容と統一

放課後児童クラブの在職証明書を保育所の内容でカバーできるように作成しました。下のお子さまの保育所用に出された在職証明書があれば、放課後児童クラブの提出はその写しの提出を可とします。

※放課後児童クラブの書式で保育所への提出はできません。

※保育所用で提出された場合、別途追加の質問をすることがあります。

2. 市民税・県民税課税証明書の提出が不要になりました

減額申請書を提出される際、令和2年度に芦屋市に市民税を納めている方に関しては、市民税・県民税課税証明書の提出が不要になりました。

なお、市外転入の方は、令和2年1月1日時点でお住まいの市町村で発行された市民税・県民税課税証明書の提出が必要です。